

21消安第14899号  
平成22年4月5日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

エクアドルの魚粉製造工場（NEGOCIOS INDUSTRIALES REAL  
“N.I.R.S.A.” S.A.）で製造される魚粉に対する輸入停止措置の解除  
について

エクアドルから輸入される魚粉のうち、下記の工場で製造されたものについては動物性加工たん白（牛由来）の含有が確認されたことにより、平成21年11月18日以降輸入検疫証明書の発行停止措置を講じていたところである。

今般、エクアドル政府が実施した当該事例に係る調査結果を踏まえ、当該工場においては適切な再発防止措置が講じられたものと判断されることから、本日以降下記の工場において製造された魚粉について、輸入検疫証明書の発行停止措置を解除することとしたので、動物検疫に当たっては的確な対応をお願いする。

記

製造工場名：NEGOCIOS INDUSTRIALES REAL “N.I.R.S.A.” S.A.  
住 所：AV. COSTERA No.1 POSORJA, ECUADOR